川崎市立川崎中学校 いじめ防止基本方針

1 川崎市立川崎中学校

2024年度(令和6年度)

学校経営計画

<国>

- 教育基本法 関係法令
- 中学校学習指導要領

〈市〉

・川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン

学校教育目標

自ら学び、自ら考え、自ら行動できる生徒を育てる

- ・主体的に学び、公正な判断力をもつ生徒
- ・思いやりがあり、感動を知る生徒
- ・心身ともに健やかで、たくましく生きる生徒

学校経営方針

めざす学校像

- 活気にあふれー人ひとりが輝く学校
- ・学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できる学校
- ・保護者・地域から信頼される学校

めざす生徒像

- ・主体的に考え行動する生徒
- ・多様な価値観を尊重し支えあう生徒
- ・心豊かでたくましく生きる生徒

めざす教師像

- ・生徒に寄り添い受容できる教師
- •高い専門性と実践力のある教師
- ・職務に情熱と使命感をもつ教師

学校経営目標

A 豊かな心

- ・豊かな心の育成
- ・人権尊重教育の推進
- ・命・こころの教育の推進
- ・人権尊重教育を基盤とした 教育活動の定着
- ・障害の有無によらず一人 ひとりの成長を大切にで きる支援教育の充実

B 健やかな体

- ・健康な体の育成
- ・安全な学校生活を送る教 育の推進
- ・心身ともに健やかで安心 安全な学校づくり
- ・健康教育、食育の推進
- ・性自認に関するきめ細かな相談・支援体制の確立

C 確かな学力

- ・学力の向上
- ・基礎・基本を大切にした 教育の推進
- ・わかる授業の展開による 確かな学力の定着
- 校内研修の充実による授 業力の向上
- ・特色あるキャリア教育と 生き方教育への発展

D *開かれた学校*

- ・ 学校情報の発信
- ・地域とともに歩む教育活 動の推進
- ・教育公務員としての自覚と矜 特をもっての職務の遂行
- ・地域や保護者との共働による 次世代育成の推進
- ・地域や保護者など外部への積 極的な情報発信

今年度の重点目標

- Oいじめや暴力は絶対に許され ないという考え方の定着
- ○学級・学年や委員会・生徒会等 を軸とした生徒主導による活 動の促進
- 〇一人ひとりの生徒の特性や教 育的ニーズへの支援体制の確 立
- の生徒の内面への共感的理解に 基づく相談活動の推進
- の丁寧な登校支援対応と地域関 係機<u>関</u>との連携による登校支 援体制の確立
- **〇好ましい課外活動の奨励**

- 〇基本的な生活習慣の確立 と規範意識の醸成
- ○自己肯定感を高められる 教育活動の工夫・改善
- 〇心身の健全な発達のための 望ましい食習慣と食に関 する指導の推進
- 〇生徒自らが安全に行動し、 他の人や社会の安全に貢献 できる資質・能力の育成
- OLGBTQ に関する知識や 理解に基づく相談・支援体 制の確立

- 〇学習指導要領に基づいた指導内 容・方法の充実
- OTT、少人数授業を含めた一斉 授業の中での習熟度に応じ た丁寧な学習指導及びGIG A スクール構想の推進
- 〇信頼性の高い評価活動と指導 法改善への還元
- 〇一人ひとりの生徒が将来の見 通しをもてるような計画的 なキャリア教育の推進
- ○経験や教科を超えて指導法の エ夫・改善を互いに学び合 う教職員体制の確立

- ○適正かつ機能的・効率的な校 内組織づくり
- 〇学校予算、公費に関する適正 な収支及び監査・報告
- 〇中学校区の教育資源を生か した教育活動の推進及び地 域の行事等への積極的な参 加の推進
- ○地域や保護者への説明及び 各種通信等を活用した積極 的な情報発信
- 〇学校からの配付物を確実に 持ち帰り、内容を保護者に説 明して伝える習慣の定着

認め合う心、高め合う 心を育てよう 清掃活動に積極的に取り組もう

わかる喜び、学ぶ楽しさ を求めよう 配付物を保護者に渡して説明しよう

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように 捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするも のでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとり の生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじ め防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。 また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

②生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、 主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもた せ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。 深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

①日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、 授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

②相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒 や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。 ③定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的 に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議(以下、「対策会議」という)は、いじめの防止等の中核となる組織として、 校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正 等を定期的(いじめを認知した場合には状況に応じて)に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有し ます。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面から的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援コーディネーター等と 当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議(以下「ケース会議」という) を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法 や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者 との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方 針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

- ② いじめられた生徒への支援
- ●もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- ●生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- ●心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。
- ③ いじめた生徒への指導
- ●よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り 返さないようにします。
- ●いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます
- ●いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。
- ④ 周囲の生徒への指導
- ●はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- ●いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- ●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。
- ⑤ 保護者への対応
- ●いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示す とともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- ●解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、生徒指導担当教諭、教務主任、学年主任、総括教諭、特別支援学級主任、 支援教育コーディネーター、養護教諭、国際教室担当、道徳主任、教育相談担当 部活動顧問長、スクールカウンセラー、PTA 会長、地域代表、スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・(生	注徒指導担当教諭)
・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・(生徒指導担当教	対論・ 教務主任)
・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・(生徒指導担当教	対論・ 教務主任)
・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・(生徒指導担当教	対論・ 学年主任)
・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・(道徳教育担当教	対論・ 教務主任)
・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・(いじめ)防止対策委員会)

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・ (生徒指導担当教諭)
- ・相談室の管理、運営・(支援教育コーディネーター・ スクールカウンセラー・生徒指導担当教諭)
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・(生徒指導担当教諭・養護教諭)

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・公共委員会との連携・・・・・・・・・(生徒指導担当教諭・生徒会担当教諭)
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (PTA校外委員会担当)
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・(校長・生徒指導担当教諭・地域教育会議担当教諭)

【関係機関との連携】

・警察、子ども家庭センター、少年相談保護センター等との連携・・・・(生徒指導担当教諭 ・ 教頭)

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
	・基本方針・重点目標の確認
4	・構成員の確認・役割分担
	• 年間指導計画確認
	・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
	・かわさき共生*共育プログラムの取組について
	・インターネット、スマートフォンの使用について (懇談会時に保護者に説明)
5	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
	・学校生活アンケート実施にあたって
	・朝のあいさつ運動(生徒会本部・公共委員会)の実施
	・第1回生活アンケート実施に向けた内容検討、実施・教育相談の実施
6	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
	・いじめ防止対策に関する研修会
	・【児童生徒指導点検強化月間】の取組
	→職員研修等を通して、生徒とのよりよいかかわり方や面談する際の留意点を学ぶ
	・第1回生活アンケート、教育相談による指導方針の再考
7	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
	・夏休み期間中の対応確認
8	・各学年の状況報告と指導経過
	・今後の方針についての確認
	・第2回生活アンケート実施・教育相談の実施
9	・各学年の状況報告と指導経過
	・今後の方針についての確認
	・前期の活動報告
1 0	・各学年の状況報告と指導経過
	・今後の方針についての確認
1 1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
	・人権尊重教育の推進、子どもの権利に関する週間の推進
1 2	・各学年の状況報告と指導経過
	・今後の方針についての確認
1	・各学年の状況報告と指導経過
	・今後の方針についての確認
	・第3回生活アンケート実施・教育相談の実施
2	・【学校体制振り返り月間】の取組
	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
	・学校生活アンケート結果を受けての対応について
	・今年度の振り返り→学校評価への反映
3	・各学年の状況報告と指導経過
	・来年度に向けての確認

◎本校のいじめ防止に向けた取組

- ・「学校生活アンケート」の実施 → 早期発見・早期対応
- ・「教育相談」の充実 → 教職員との関係づくり・早期発見・早期対応

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・各種委員会による生徒集会での呼びかけ
- ・生徒集会や学年集会での人間関係づくりのレクリェーション
- ・公共委員会によるあいさつ運動
- ・環境委員によるクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・体育祭ブロック活動
- ・部活動の充実
- ・地域清掃活動による地域、保護者との交流
- 地域防災訓練
- ・地域祭礼による地域交流活動

「啓発活動〕

- ・生徒会年間テーマの設定、掲示
- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施

保護者の取組 (PTA活動)

- ・校外委員による各学校行事における見守り活動(あいさつ運動含む)
- ・広報委員による広報誌での呼びかけ

地域住民の取り組み

・ 青少年指導員による地域での見守り活動 (あいさつ運動含む)